

【農林水産委員会における質疑】

- 1、農業競争力強化支援法のねらいは何か
- 2、韓国との比較による我が国の農業資材供給の問題指摘は、その前提は正しいのか
- 3、農業生産資材事業ならびに農産物流通等事業にかかわる事業再編又は事業参入の促進等の措置とは、一体誰がどういう取り組みを行い、その実効を確保するのか
- 4、政府による5年ごとの調査と検討は、何を行うということなのか。また、附則で盛り込んでいる1年以内の調査と2年以内の検討との関連と狙いは何か
- 5、類似の支援措置を持っている産業競争力強化法の取り組み実績と成果をどう評価しているのか
- 6、この法律に基づく事業再編の実施主体はどこか、また、規制改革推進会議はどう係ることになるのか

○山田俊男君

自由民主党・こころの山田俊男であります。

今、山本大臣から、大変重くかつ幅広い法律案につきまして提案があったわけであります。これは、農業競争力強化支援法、支援法というふうに言っていますが、私は、農業競争力強化脅迫法じゃないかというふうにもう題名を付けて、これは今そう言っているだけじゃなくて、党の議論を始めたときからも、党の会合で、これは脅迫法じゃないんですかというふうに言わせてもらっていた経緯があります。というのは、この法律は、国の責務やそれから農業生産関連事業者等の努力を求めているものの、圧倒的に農業者等の努力を求めているというふうに受け止めざるを得ないわけであります。

元々の議論は、御案内のとおり、我が国の生産資材の価格が高い。韓国と比べても二、三倍高い。高いものをJAが供給しているということで、一連のJA批判と併せてJAへの攻撃があり、とりわけJA全農の改革が必要だということでさんざんの攻撃があり、その苦しい期日を過ぎたところでもあります。そうこうしているその中で、この支援法たるや、第五条で農業者の努力と農業者の組織する団体の努力を求め、農業者は高いものを買うな、きっちりと選べ、農業団体はそのための努力が不足している、きちんと役割を果たせというものになっているというふうに受け止めざるを得ないわけであります。

そこで、私は、本日、お隣の藤木先生と一緒に韓国を訪問しまして、そして一体、韓国との間でどんな格差があるのかということを実際に調べてこようということで参らせていただいたわけでありまして。そして、韓国とのヒアリングの中で分かったのは、ともかく肥料や農薬等の生産地、原料を、これは我が国もそうですが、韓国もそうですが、ほぼ一〇〇%海外から輸入しているわけでありまして。

その際、我が国もそうなんですが、韓国はとりわけ第二次世界大戦後の復興の取組の中で、国家が主導して、港湾整備や港湾地帯への化学工場の国家的戦略の下における配置がなされてきたわけでありまして。物流や価格形成におきましても国策に沿った競争入札を導入しているわけでありまして、さらに、自主的な側面はもちろんあるんですが、政策支援の下でつくられた韓国の農協もそれを担って、企業側と農協がそれぞれ競争入札で一定の上限価格を決めまして、あとは需要側の個々の農協がそれぞれの条件の下に個別の会社との折衝を行うという仕組みで価格が形成されているわけでありまして。我が国はどうか。必ずしもそういうふうに進められてこなかったということもあります。

そうした背景からしましても、資材の価格差は、それぞれ全農やJAの仕事の仕方に価格差の責任を求めるだけではなくて、これは我が党の中の議論においてもJAや全農に対する責任を求めるような議論が進められたわけでありまして、残念ながら。結局は、そうはいっても産業界や個別企業の再編の取組と一緒にしなければこのことはもう進まないという構造的な問題を抱えているということだったわけでありまして。

こうした中で、一定の産業再編的な取組を山本大臣が思い切って手を付けようということでこの法律になったものというふうに思います。どうぞ、全農の努力不足だ、早く再編計画を出してこいと言うだけでは進まないということでありまして。

さて、それでお聞きしますが、本法律案は全農やJAに努力を求めるものなのか、それとも安い生産資材を供給する、そのために生産関連事業者の再編とそのための支援措置を講ずるといったものなのか、法律の狙いは何なのか、大臣に率直におっしゃっていただきたいというふうに思います。

○国務大臣（山本有二君）

全農あるいは農協の皆さんに、この度、こうした競争力強化についての努力を今いただいているところでございまして、全農、農協の団体の皆さんには自己改革、自主的な改革、それに取り組んでいただいているところでございます。

また、農業生産関連事業者、この皆さんが携わっている企業環境、こういったことにもコスト高の原因があるとするならば、それを真摯に見直さなければならぬ時代が来たという認識を持っていただいて、それぞれ御努力をいただきたいと。なぜならば、耕作放棄地は増大し、農業従事者は六十六歳とも七歳とも言われ、かつまた六十六、七歳以上の方々が七割近く存在するというようなことでございますので、待ったなしのこの喫緊の課題、やはり農業所得を上げて若い人たちに農業参入をしていただく、こういう認識で全体が取り組まなきゃならぬというような認識でございます。

その意味で、農業競争力強化支援法案を出させていただきまして、農家の皆さんにもそうした意味で新しい経営感覚の下に、みんなと一緒にあって農業が発展するものである、持続可能なものであるというような段階まで頑張っていこうという、それがこの法案の骨子、中身でございます。決してどなたかに何かを強要するだとか、あるいはどなたかにまたそうした課題があつて責任を押し付けるといふようなものではなくて、新しい農業の成長を見守る、持続可能な農業を経営する、営むということに対するこの合目的性は、ただそれ一点にあるというように認識しております。

○山田俊男君

大臣、大臣は衆議院の質疑におきまして、当支援法が法第五条で定めております農業者等の責任等々に関連して、触れられて御答弁されておられますね。

私の今冒頭申し上げたこと、すなわち農業者等の責任をそれこそ迫及するための法律なのかと、だから脅迫法なのかというふうに言ったわけですが、この点についての大臣の考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣（山本有二君）

これはあくまで主人公は農業者でございます。そして、農業者ができる限り農業経営をスムーズに、円滑に行っていただくために、そうしたコストにおける生産資材価格等、これらが安価に手に入れられ、かつ選択肢も豊富であるというようになっていなければなりません。そのために農業生産関連事業者に努力をお願いをいたしました。

努力をお願いした以上、その言わば主人公たる農業者もその努力に答えていただきたいというのが五条の規定でございます。そうした意味で、農業者の組織する団体、農業経営の改善に取り組む農業者に対して積極的に支援を行うべき立場で、農業所得の増大に最大の配慮をするよう求めるところでございます。

そんな意味で、この五条の規定は本法案の目的を実現するために必要だと考えているところでございます。

○山田俊男君

大臣、申し訳ありませんが、私も質問の時間が制約されていますので端的に申し上げさせていただきますが、大臣は衆議院の答弁でこうおっしゃっている、確認させてもらっていいですか。

全農改革は、農業競争力強化プログラムに従い、農協改革集中推進期間内に年次計画や数値目標を公表し、全農が自己改革を進め、政府はその進捗状況について定期的なフォローアップを行うことで進めるのであって、本法律案でもって全農や農協に対してフォローアップを行うということは考えているわけではありません、こうおっしゃっている。間違いありませんか。

○国務大臣（山本有二君）

間違いありません。

○山田俊男君

であるなら、大臣、今おっしゃった、もちろん農業生産関連事業者に対してしっかり効率化、合理化を求めていきますよ、そのための支援対策を講じますよと、大臣おっしゃった。翻って、共に農業者につきましてもそれは一定の努力をお願いするという内容のものなんだというふうにおっしゃった。

大臣、これ、第五条は、大臣の衆議院での言い方からすると、第五条の規定は、だって別物なんじゃないんですか。そんなふうに関連させて、どこかにきちっと盛り込んでおられますか。要は、農業生産関連事業者に対して支援措置も講じた上で手を打っていきますよ、しかし農業者や農業団体に努力を求めるものではないと、こうおっしゃっているわけだから、これだったら、大臣、第五条の規定と、それからそれ以降の、後に出てくる支援事業を展開するというこの法律の展開とは、私は二つのものが重なっただけになっているんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（山本有二君）

関連事業者の皆さんに御努力をいただくということが大事であることは、言わば農業者とそこに契約関係にあるという前提であることがあります。

つまり、高いものを買うのではなくて安いものを買うというように、しかも低廉で良質なものを買うというふうにしていただければ、やはり買うということは両当事者の契約でございますので、一方だけが義務を負うわけではありません。民事の契約における両当事者平等の原則の中でそれぞれが御努力をいただくという、そういう趣旨で私も理解をしているわけでございます、あえて何かを強いるというような、農業者に何かを負荷するというようなものではないというように認識しております。

○山田俊男君

大臣、こうなるとシナリオが狂ってきますので、こう言わざるを得ないんですが、大臣、衆議院の四月六日の委員会におきまして、小山民進党の委員に対する答弁として、本法案第四条及び第五条、そして農業生産関連事業者である全農と単位農協に対しまして、努力規定として一定の行為を行うことを求めているわけでございますが、行為そのものを強制したり義務付けたりするものではないということをもまず御認識をお願いしたいと思います、ここは正しいと思うんですね。したがって、本条を根拠に全農や農協に対してフォローアップを行うということは考えておりません。さらに、一方、農業競争力強化プログラムにおける全農の生産資材の買い方や農産物の売り方の改革につきましては、全農の自己改革として政府と合意の上で取りまとめられたものでございますので、このため、進捗状況のフォローアップは、合意の実現という観点から本法案の枠外で全農及び政府により行われるものであると考えておる次第でございます、こうおっしゃっている。

衆議院の発言と参議院での私の質疑に対する御答弁、符節合っていますか。

○国務大臣（山本有二君）

全農の、農業者、全農や農業者団体に対するフォローアップ、これは本法案でのフォローアップは全く考えておりません。したがって、これはあくまで全農改革の中でやっていただければ、我々は、それについて御相談をいただき、更に長期的なフォローアップをやらせていただくというくりでございます。

この農業資材価格等についてのこの法律、支援法におきましては、良質で低廉な農業資材の供給を進めていく必要がありますので、そのための努力というものはこれはしっかりやっていただかなきゃならぬという、そういうくりでございます、二段階、全農あるいは農業者団体のフォローアップと、この農業競争力強化法における農業生産関連事業者に

対するお願いの向きというものは少し法律の立てりが違うというようにお考えをいただければというように思っております。

○山田俊男君

私も大臣のおっしゃる意味合いを全部否定するわけでは毛頭ありませんが、しかし衆議院であそこまで御発言されているものですから、これは私も驚きましたよ。そして、この法律は、何だ、二つのことが書いてあるのかということでありました。だったら、最初の第五条は取って、そして第六条以下はしっかりやればいいじゃないですか。支援措置を徹底するという立場で進めればいいじゃないですかという印象を持ったものですからやらせてもらったわけでありましたが、普通私が野党だったらここで止めるところでありますが、そうもまいりませんので、あと質問したいことがありますので質問させていただきたいというふうに思いますが。

当法案では第十六条で、おおむね五年ごとに調査を行い、必要な措置を講ずるとしているわけですね。一方、附則で、経過措置として最初の調査を一年以内に行い、二年以内に最初の検討を行うというふうに手順を書いております。

とすると、この一年以内に最初の調査、二年以内に最初の検討、これは農協や全農に対してこれやるということですか、やらないということですか、お聞きします。

○政府参考人（山口英彰君）

お答えいたします。

本法案第十六条におきましては、国が講ずる施策につきましておおむね五年ごとに調査と施策の在り方の検討を行うということにしておりますが、これは良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物流通等の合理化の実現に向け国が効果的な施策を講じていくためには、PDCAサイクルを回してその効果等を点検しつつ必要な見直しを行うことが有効であることから、定期的に施策のフォローアップを行うことにしたものでございます。

また、附則におきましては、その最初の調査を法律の施行の日からおおむね一年以内、施策の在り方の検討をおおむね二年以内に行うこととしておりますが、これは国として法施行直後の業界や施策の状況を把握しておく必要があることから調査期間について特例を設けたものでございます。

なお、先生からお尋ねのございましたこの全農改革のフォローアップでございますけれども、この十六条の規定といたしますのは、個別の農業、

これは、済みません、十六条の規定は国の施策の在り方を検討するものでございまして、個別の農業関連事業者の行為を検討の対象とはしておりません。したがって、本条を根拠に全農や農協に対してフォローアップをすることは考えておりません。

○山田俊男君

最初の調査を一年以内に行い、二年以内に最初の検討を行うという、二年以内の最初の検討の内容ないしは一年における調査の内容、これは公表されますか。

○政府参考人（山口英彰君）

調査内容につきましては公表していきたいというふうに思っております。

○山田俊男君

ところで、関連しまして申し上げますが、規制改革推進会議は昨年十一月に極めて具体的な農協改革の意見を出しているわけですね。その中で、従来の生産資材事業の体制を一年以内に新しい組織へと転換を進める、一年以内に委託販売を廃止し、全量買取り販売に転換すべき、商社等と連携して合弁会社を設立し、一年以内に主要輸出国で販売体制を整備、完成させる、全農の改革が着実に進展しない場合には真に農業者のためになる新組織、第二全農等を推進すべきであると、これ明示しているわけであり、期間も一年以内というふうに定めている。そして、これ、そういう形で、規制改革推進会議も農協改革のフォローアップを引き続き行うというふうにしております。

この規制改革推進会議のこの主張なり、それからさらに、今回の支援法におかれまして一年での調査、それから二年での検討、これ符節が合うんじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人（山口英彰君）

本法案におきますこの調査といいますのは、今も申しましたように、国が講じている施策につきましてP D C Aサイクルを回して、その効果等を点検して必要な見直しを行うというものでございます。この最初の調査がその法律の施行からおおむね一年以内、施策の在り方の検討についておおむね二年以内に行うというのは、こういった法施行直後の業界や施策の状況を把握し、それを受けて国の施策の在り方をもう一度検討するためのものでございます。

このような趣旨でこういった期間を設定したものでございまして、こ

の農協改革の集中推進期間、これとのリンクをさせたということではございません。

○山田俊男君

大臣にお聞きしますが、どうですか、先ほど御紹介したような形での、規制改革推進会議が一年を限って全農に対していろんな注文を加えているわけでありまして。それは消えていないわけですからね、まだ残っているわけです。とすると、これ、一年調査して検討内容を報告するみたいなことになったときに、規制改革推進会議はこれ全く関与しませんか。発表された検討内容について、規制改革推進会議が何も言いませんか、いかが思いますか。

○国務大臣（山本有二君）

たまたまこの附則に書いてあるのは一年、二年と、こういう向きがまるで規制改革会議から言われている二十八年十一月十一日等における農協の改革に関する意見と符合するようには見えますけれども、全くこれは別物でございまして、農業競争力強化支援法にあるこの経過措置の附則二条の一年、二年というのは国の責務でございまして、国がきちんこの価格を、農業の皆様には安価な農業資材を提供できているかどうかということ、農業の皆様には国として責務を果たしたかどうかについて取りあえず調査してみようという考え方でございまして、全くその考え方が違う。そして、この法律の立てりと規制改革との考え方というのは違っているわけではございまして、その意味において別物というように考えているところでございます。

○委員長（渡辺猛之君）

静粛にお願いします。

○山田俊男君

内閣府から松本副大臣お見えでありまして、どうですか、規制改革推進会議がこれだけの発言をしていて、提言もして、そして一年の調査をまとめました、それで規制改革推進会議が黙っておると思いますか。黙らせますか。お聞きします。

○副大臣（松本洋平君）

この議員指摘の農業競争力強化法第十六条に基づく調査についてありますけれども、これに関しましては今大臣等からも御答弁があったとおりでありまして、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等

の状況に関しまして、あくまでも農林水産省を中心といたしまして政府において定期的に行われるものというふうに承知をしております、これに基づいて規制改革推進会議として何かフォローアップをしようとしているものではありません。

規制改革推進会議といたしましては、内閣総理大臣の諮問機関といたしまして、政府方針として閣議決定された規制改革実施計画に基づきまして、会議としてもこれまでの提言を踏まえつつフォローアップを行ってまいりたいと考えておりますので、全くの別物であります。

○山田俊男君

お手元に、私は、一連の農業競争力強化支援法に至るまでの経緯というふうに書いていますが、これ、平成二十五年から一連の規制改革会議、農業ワーキング・グループ、政府、さらに与党、政府、規制改革会議、一連の日程をまとめてみました。必ずしも内容について詳細に述べているわけではありません。

しかし、この一連のこれ見てみる限りにおいて規制改革会議はそれじゃ黙っていますか、黙っていますか、もう一回副大臣にお聞きします。

○副大臣（松本洋平君）

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、規制改革推進会議といたしましては、規制改革実施計画に基づきましてフォローアップをさせていただきますと考えております。

○山田俊男君

今、松本副大臣、かなり微妙なというか、大事なことをおっしゃったと思うんですね。だって、フォローアップするとおっしゃった。農協改革集中期間内にフォローアップする、これは書いてあるんだよ、間違いなく。規制改革推進会議の答申にも書いてあるんだよ。だから、フォローアップしますと。

どうですか、これだけの支援法出して、そして取組の状況について調査しました、検討、対応します、それで規制改革推進会議がフォローアップしますか、しませんか、もう一度聞きます。

○副大臣（松本洋平君）

繰り返しの答弁になって恐縮でありますけれども、内閣総理大臣の諮問機関といたしまして政府方針として閣議決定された規制改革実施計画に基づきまして、会議といたしましてこれまでの提言を踏まえつつフォローアップを行ってまいります。

○山田俊男君

大臣にもう一回聞きますけど、衆議院で、もう一回戻りたくないんですが、戻らなきゃいかぬ。私は、だって衆議院の議事録見て感激したんだから。民進党の重徳先生が質問されて、その翌日に小山先生が質問されて、そして、大臣、冒頭に言い直しをされたんです。きちっと報告されたんです。それはどう書いているか、さっきと関係しますが、全農の改革は政府と全農との間で農協改革集中期間でフォローアップするので、本法律案でもって全農のフォローアップを行うことは考えていない、こうおっしゃっている。

とすると、これ、大臣、やっぱりどう考えても、元へ戻りますが、第五条で書かれていることと、それから第五条以下で書かれていること、この法律は二つのことが書いてあるんです。それで、進めるのは支援法、支援措置をどんなふうに具体化して成果を上げるかということなんです。きちっと衆議院で答えられたことを確認してくださいよ、大臣。

○国務大臣（山本有二君）

この支援法におきます附則二条にある最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内というわけでございまして、これでしっかりとこの法律を皆さんが守っていただいて、それで農家の皆さんがコスト減につながっていくことができているかどうかということ、これを国の責任としてこれを明確にする意味がございまして。そして、PDCAサイクルで、その制度、仕組みがうまくいっているかどうかということは、規制改革会議はフォローアップをするわけでしょうけれども、これとこの競争力強化支援法の附則二条のこの意味と、そして規制改革会議のフォローアップとは全く質の違う、関連のない話であるというように私も位置付けているわけでございまして。

○山田俊男君

それじゃ、ちょっと話を変えまして、次の課題ですが、この法律に基づく事業再編の主体となる省庁は農水省なのか経産省なのか、それとも規制改革推進会議なんですか、お聞きします。

○政府参考人（山口英彰君）

本法案によります事業再編は、この農業生産関連事業者が自主的に行う事業再編の取組について、国が金融や財政による各種支援措置を講ずることにより再編を促していくものでございまして。

この場合、国の立場といたしましては、主務大臣が実施指針を定めて本法案に基づく事業再編の基本的考え方を示すとともに、再編計画を審

農林水産委員会／2017年4月25日

議して支援対象事業を認定することとしております。その主務大臣はこの法律では、農林水産大臣及び事業所管大臣としているところでございます。（発言する者あり）

○山田俊男君

今そちらの方からも話聞こえていますが、私も言おうと思ったんですが、事業所管大臣というのはどちらですか。

○政府参考人（山口英彰君）

事業所管大臣につきましては、この農業生産関連事業、これの事業を所管している大臣という趣旨でございます。（発言する者あり）

具体的には、農業機械又は化学肥料等につきましては経済産業大臣ということになっております。

○山田俊男君

松本副大臣、規制改革、内閣府は関与しないんですか。

○副大臣（松本洋平君）

所管外であるという認識です。

○山田俊男君

そうすると、規制改革推進会議には関与させませんね。もう一回お聞きします。

○副大臣（松本洋平君）

全体のフォローアップという形で我々としては実施をしてまいりたいと思います。（発言する者あり）

○山田俊男君

止めますかね。

委員長、ちょっと統一してください。

衆議院のやっぱり質疑とも格差があり過ぎます。どうぞもう一度整理していただいて、そしてお聞きします。

はい、まだ十分ありますから、どうぞ。（発言する者あり）

○山田俊男君

じゃ、質問させていただきます。

大臣、第十七条で実施指針を定めると書いてあります。その上で、事

業再編又は事業参入を促進するための支援措置を講ずると、こう書いてあるわけですね。

この実施指針を作るのは、これは農林水産省でいいんですか

○国務大臣（山本有二君）

この本法案十七条二項において、事業再編の実施指針につきまして、御指摘のように、対象事業の将来の在り方、事業再編等の目標の設定、事業再編等の実施方法などを定めることとしております。

そして、この競争力強化法の十七条に「主務大臣は、」と主語が書いてありますので、私がこれを定めるものというように考えております。

○山田俊男君

としますと、内閣府、内閣府は、松本副大臣、どんな関わり方になるんですか。

私が心配するのは、内閣府の松本副大臣がしっかりかじを握って、そうしておやりになる整理の中でならいいんだが、そうじゃなくて、規制改革会議が、これまでもそうであったように、対全農や農協に対しても様々な期限付の注文をしてきていて、そのことが党の議論にも影響して、政府の方針にも影響する、どうにもならないことになってきているじゃないですか。ごちゃごちゃになっているんですよ。だから、この法律においてもそういうことが議論せざるを得ないような状況になっているわけじゃないですか。

だから、どうですか、改めて、副大臣に、もう権限持って言ってくださいよ。規制改革推進会議は、きちっと農水省主導で物事を進めて、当然のこと一步引いて承りますと、そういう話だと思うんですが、いかがですか。

○副大臣（松本洋平君）

繰り返しの答弁にならざるを得ないんですけれども、内閣総理大臣の諮問機関といたしまして、政府方針として閣議決定された規制改革実施計画に基づきまして、これまでの提言を踏まえつつフォローアップを行うということでもあります。今回のこの法律案に関しましても、規制改革ともいろいろと、中でも議論をしながら、その我々の思いというものも酌み取っていただいて、御理解をいただいてこういう法律案というものも提出をされているというふうに理解をしているところでもありまして、そうした趣旨の中で我々としてもフォローアップを行っていくものと考えております。

○山田俊男君

松本副大臣、規制改革推進会議は、だって、一年以内に第二全農をつくれとまで言っているんですよ。そうでしょう。消してくださいよ。そんなことを置いたまま、農林水産省に、この農業競争力強化支援法のさらに実施指針を作って、事業再編の仕組みを作らせるという話に、形にならないじゃないですか。そうでしょう。もう一度お聞きします。

○副大臣（松本洋平君）

まず、第二全農云々というお話が今あったわけでありましてけれども、これはあくまでもワーキング・グループの中の意見の中で出てきた話でありまして、この規制改革推進会議としての最終的な取りまとめの中からはそうした文言というものは様々な調整また意見をいろいろと闘わせる中で落とさせていただいて、最終的な規制改革推進会議としての取りまとめをさせていただいているということはまず事実関係としてはっきりとさせていただきたいと思えます。

その上で、そうしたものにつきまして、そうした様々なこれまでの検討経緯も踏まえまして、先ほど来申し上げておりますとおり、規制改革推進会議といたしましては、この政府方針として閣議決定された規制改革実施計画にあくまでも基づきましてフォローアップを行ってまいりたいと考えております。

○山田俊男君

規制改革推進会議は、この年間、年度を決めて、一年以内に何をやる、これをやるという決めていくときに、我々も、きちっと農協改革集中期間内にフォローアップをやると書いてあるんですよ。そうでしょう。一体誰が主管しているんですか、この法律を。かつまた、JAのこの改革を誰が主管しているんですか。もう一度、大臣、聞きます。

○国務大臣（山本有二君）

あくまで農林水産省の私とその実施指針を決め、そして、この事業再編に向けましてしっかりと対象事業の将来の在り方も書いて、その上で皆さんと一緒に進めるということでございまして、そのフォローアップを、一年たてばしっかりしたことができているか、国がちゃんとしたことをやったものか、そして実施指針に応じて皆さん努力いただいておりますかということ調査するわけでございますので、それは、この法律の重要性から鑑みて、ひとつ御理解をいただいて、調査が何も誰かに新たに何か負荷を掛けるというものではありません。言わば、農業をやっていく上において環境が更に好条件になっていく、資材価格も低廉なも

のになっていく、良質なものになっていくということの実感をいただければというような思いで、一年後に調査をするということでございます。

○山田俊男君

経済産業省にも本日はお忙しいところ出てきてもらっておりまして、それでお聞きするところでもありますけれど、どうですか、産業競争力強化法、これは当農業競争力強化支援法の基になったような法律ではないかというふうに受け止めているんですが、三年前に施行されて、そして一体実績はどうなんですか、お聞きします。

○政府参考人（田中茂明君）

産業競争力強化法についてのお尋ねでございます。

この法律は、生産性の向上を目指し再編等を行う事業活動を事業再編計画として認定し、認定を受けた取組に対しまして税制優遇、金融支援等の支援措置を講じるものでございます。

この強化法が施行されましてから約三年間たっておりますけれども、事業再編に関する計画の認定は四十二件ございまして、それらの中には、重電業界における火力発電設備製造部門の大企業間での再編でございますとか、鉄鋼卸業における中小企業グループ間での再編など、多岐にわたる事案が出てきているところでございます。

○山田俊男君

最初でつまずきまして三分の一しか質疑できなかったのも、あと三分の二残っているところでありまして、これはもう時間がなくてどうしようもないんですが。

要は、最後に申し上げますが、大臣、やっぱり大臣が主管大臣として責任を持って、日本の農業の構造や、それから流通や、それから農協等を始めとする生産者団体や生産者の取組を、思いを致して、どうしたら最もいい環境をつくっていけるのか、どういう地域をつくれるのかということに思いを致してやらなきゃいかぬのですよ。大臣が責任を持たなかったら、それこそ、これ本当に潰れますよ、めちゃくちゃになっちゃいますよ。だから、どうぞ気合を込めて、ちゃんとやっていただかなきゃいかぬというふうに思います。

以上で終わります。